

別表第一の二を次のように改める。

別表第一の二（第十五条の四、第十五条の十五関係）

第一 薬局の管理及び運営に関する事項

一 許可の区分の別

二 薬局開設者の氏名又は名称その他の薬局開設の許可証の記載事項

三 薬局の管理者の氏名

四 当該薬局に勤務する薬剤師又は登録販売者の別及びその氏名

五 取り扱う一般用医薬品の区分

六 当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明

七 営業時間、営業時間外で相談できる時間

八 相談時及び緊急時の連絡先

第二 一般用医薬品の販売に関する制度に関する事項

一 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義及びこれらに関する解説

- 二 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
- 三 第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説
- 四 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- 五 一般用医薬品の陳列に関する解説
- 六 医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説
- 七 その他必要な事項

(薬局等構造設備規則の一部改正)

第二条 薬局等構造設備規則（昭和三十六年厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「常時居住する場所」を「当該薬局以外の薬局又は店舗販売業の店舗の場所、常時居住する場所」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 一般用医薬品を販売し、又は授与する薬局にあつては、一般用医薬品を販売し、又は授与しない営業時間がある場合には、一般用医薬品を通常陳列し、又は交付する場所を閉鎖することができる構造のものであること。